

介護を社会で支えあっています

介護保険制度は、高齢化が進む中、寝たきりや認知症などで介護が必要となった高齢者を家族だけでなく、社会全体で支え合う制度です。要介護認定、要介護状態の区分をお知らせします。



1 要介護認定は！

申請 介護サービスの利用を希望する方は町の保健福祉課で「要介護・要支援認定」の申請をしてください。

申請に必要なもの

- 65歳以上の人 (第1号被保険者)
- 40歳から64歳までの人 (第2号被保険者)

要介護・要支援認定申請書 (町保健福祉課にあります。)
介護保険被保険者証

医療保険被保険者証 (40歳から64歳までの方で脳血栓疾患など16疾病が原因で介護を必要とする人です。)

要介護認定

- 認定調査
- 医師の意見書

町職員などが訪問し、心身の状況などを聞き取り調査します。訪問調査の結果は、コンピューターに入力され、全国一律の基準で判定されます。

主治医に疾病や心身の状態について医学的な見地から意見をいただきます。

審査・判定 認定調査・医師の意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分を判定します。

認定・通知 介護認定審査会の審査結果に基づいて「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」の区分に分けて認定され、その結果を通知します。

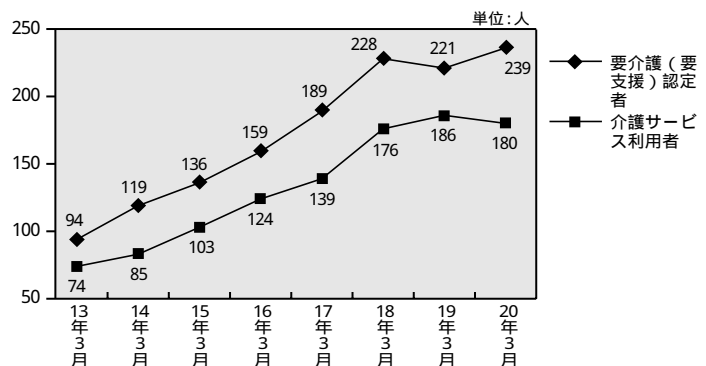
2 要介護度の区分は！



非該当 地域包括支援センターが実施する地域支援事業の介護予防事業を利用します。

要介護(要支援)認定者数、 介護サービス利用者の状況

要介護(要支援)認定者及び介護サービス利用者は、導入(平成12年)当初の伸びに比べて、やや落ち着いてきたものの毎年増加しています。



詳しくは町保健福祉課介護保険係 (72 1 6 0 3)、地域包括支援センター (72 1 6 0 7) まで。